

設 計		精 算
--------	--	--------

工 事 設 計 書

塩焼・カシ上線

行橋市大字流末

社会資本整備総合交付金事業

工 事 名 道路舗装工事(1工区)

(設 計 額)

(消 費 税 額)

(合 計)

工 事 費

+

=

第 号	工 事 の 大 要	工事長 L=361.08m(N0.7+7.92~N0.25+9.00) ・土工 一式 ・舗装工 A=2778m ² ・区画線工 L=869m ・構造物撤去工 一式
	起 工 理 由	

行橋市 土木課

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
道路改良工事01	1	式				
土工	1	式			明 1 号	
舗装工	1	式			明 2 号	
区画線工	1	式			明 3 号	
構造物撤去工	1	式			明 4 号	
安全費	1	式			明 5 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

道路舗装工事(1工区)

【 第 1 号 明細書 】

土工

1 式 当り

道路舗装工事(1工区)

【 第 2 号 明細書 】

舗装工

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	基 準
※本線						
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度アスコン(13)	2,527	m2			P 4 号	
上層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚120mm 1層施工	2,563	m2			P 5 号	
Fe石灰処理	638	m3			单 1 号	
※支線						
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚50mm 再生密粒度アスコン(13)	251	m2			P 6 号	
上層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚150mm 1層施工	252	m2			P 7 号	
下層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚200mm 1層施工	252	m2			P 8 号	
計						

道路舗装工事(1工区)

【 第 3 号 明細書 】

区画線工

1 式 当り

道路舗装工事(1工区)

【 第 4 号 明細書 】

構造物撤去工

1 式 当り

道路舗装工事(1工区)

【 第 5 号 明細書 】

安全費

1 式 当り

道路舗装工事(1工区)

【 第 1 号 单価表 】

Fe石灰处理

1 m3 当り

道路改良工事 特記仕様書

塩焼・カシ上線(1工区)

第1章 総則

第1条 本特記仕様書は、道路改良工事に適用する。

第2条 本工事は設計図書及び本特記仕様書によるほか、以下の各項によるものとする。

- 1) 土木工事共通仕様書
 - 区画線工事共通仕様書
 - 植栽工事共通仕様書
- } (平成28年度版) 福岡県県土整備部
- 2) 土木工事施工管理の手引き (平成28年4月 福岡県県土整備部)
 - 3) その他関連資料

(工事現場における安全対策)

第3条 請負者は、本工事を実施するにあたり、土木工事施工管理の手引きに示す「工事現場における標示施設等の設置基準」に基づき工事現場における安全対策を実施しなければならない。

(工事情報看板及び工事説明看板の設置)

第4条 請負者は、本工事を実施するにあたり、土木工事施工管理の手引きに示す工事情報看板及び工事説明看板を設置しなければならない。

(交通安全管理計画書の作成及び提出)

第5条 請負者は、道路使用許可を必要とする工事については、着工前に土木工事施工管理の手引きに示す作成例を参考に「交通安全管理計画書」を作成し、監督員に提出しなければならない。

なお、同計画書には以下に示す書類等を添付しなければならない。

ただし、緊急性を要する工事等で監督員が認めるものについては、「交通安全管理計画書」の提出を省略できるものとする。

「交通安全管理計画書」に添付する書類等

- 1) 安全対策平面図
- 2) 緊急時連絡体制表
- 3) 道路使用許可証の写し (許可条件、指導事項等を含む)

第2章 施工条件

本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明記するので、請負者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、甲乙協議し、契約変更の対象とする。

1) 施工着手時期

- ・本工事の施工にあたり、適切に工事すること。

2) 安全対策関係

- ・施工に当たっては、工事現場の出入り口に十分注意を払うこと。

3) 公害関係

- ・施工箇所が人家に近接しているため、騒音振動に配慮すること。
- ・残土搬出時に公道の路面汚損防止に十分注意を払うこと。

4) 掘削範囲について

- ・掘削後、現地の土質状況から、掘削範囲や工法について、監督員と十分協議を行うこと。

5) 他工区との調整について

- ・同一敷地内の他工区工事と工程、取り合い及び安全管理について、常に十分な調整を図らなければならない。

6) 埋設物の確認について

- ・請負者は着手前に管網図を入手するなど、埋設物の確認を行い、損傷の無いように努めること。
- ・埋設物の損傷については現地立会の上、負担割合について発注者、請負者双方で協議するものとする。

第3章 建設発生土の処理

第1条 建設発生土処理処分地は任意とする。

第2条 設計運搬距離は4.0kmとする。

第3条 「福岡県土砂埋め立て等による災害の発生防止に関する条例」により土砂埋め立て等を行う土地の面積が3,000m²を超える場合は、県知事の許可が必要となるので、予め土砂埋め立て許可等の確認をすること。

第4条 特別な理由がない限り設計変更は行わない。

第5条 発注者は処分地に関する指示は行わない。

第6条 請負者は現場から処分地内までの施工の全責任を負うものとする。

第4章 排出ガス対策型建設機械の使用について

- 第1条 本工事における建設機械は、排出ガス対策型を使用するものとする。
- 第2条 対象建設機械は、
一般工事用主要土工機械 3 機種
(バックホウ、車輪式トラクタショベル、ブルドーザー)
[ディーゼルエンジン出力7.5~260 kW]
及び普及台数の多い建設機械 5 機種
(発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン)
[ディーゼルエンジン出力7.5~260kW] とする。
なお、トンネル工事用建設機械 7 機種
(バックホウ、大型ブレーカー、トラクタショベル、コンクリート吹き付け機、
ドリルジャンボ、ダンプトラック、トラックミキサー)
[ディーゼルエンジン出力30~260kW] も同様とする。
- 第3条 監督員は、排出ガス対策型の使用確認のため、現場にて確認を行ったり、写真の提示を行うことがあるが、請負者はこれに協力するものとする。
- 第4条 第2条の対策機械を使用出来ない場合は、
別紙様式「排出ガス対策型建設機械不使用理由書」を監督員に提出するものとする。
この場合、減額変更契約を締結する場合もあるものとする。

第5章 工事に伴う補償について

工事の施工に伴って、第三者に及ぼした被害（以下「被害」という。）については、工事請負契約約款28条及び共通仕様書等によるところであるが、補償業務の公正かつ適正な処理のため、特に下記事項に留意されたい。

上記被害とは、工事施工中はもちろんのこと、工事完了後においても発生したものという。

（被害の防止）

- 第1条 請負者は、工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす被害を可能な限り防止、軽減、回避するため最善の努力を払い、適切な処理を講じなければならない。

（補償責任）

- 第2条 第三者に及ぼした被害のうち、次の場合は、請負者が補償しなければならない。
- 1) 請負者が、契約約款、設計図書、または市の指示事項に従わなかったことが原因となった場合。
 - 2) 工事の施工につき、請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことが原因となつた場合。
 - 3) 請負者自らの責任で採用した工法が原因となった場合。
 - 4) 不可避的に発生した被害の場合で軽微（請負金額の100分の1以内）なもの。
 - 5) 不可避的に発生した被害の場合で現場管理費の中の補償費相当額（請負金額の

100分の1)に当るもの。

請負者は上記の補償を行った場合、補償の内容等を確認できる資料（写真、図面、領収書等）を作成し、監督員より指示があった場合はすみやかに提出しなければならない。

(被害の申出、確認)

第3条 請負者は、第三者から被害の申出を受けた場合、申出者を確認するとともに直ちに監督員に報告しなければならない。

請負者は、監督員の指示に従い、申出者立会のもと、被害状況の確認を行わなければならない。

(応急措置)

第4条 請負者は、被害状況の確認の結果、被害の程度が、日常生活に著しく支障をきたすと判断されるときは、速やかに日常生活を継続しうるに足りる応急措置を講じなければならない。

応急措置を行うか否かの判断、及び応急措置の内容については、監督員と協議しなければならない。

また、応急措置を講じたときは、速やかに監督員に報告すること。

応急措置に必要な費用は、原則として請負者の負担とする。

(補償交渉等)

第5条 請負者は、補償交渉等に当っては、補償完了まで誠意をもって被害者に接し、その処理、解決に当らなければならない。